

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《要求水準書》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
1	要求水準書	大規模修繕(用語の定義)	3	1 (4)	「大規模修繕には、特定公園施設、東側広場及び西側広場の修繕は含まれない」とありますが、大規模修繕業務自体は青森市アリーナも含めすべての施設で本事業に含まれず、アリーナ完成時に大規模修繕計画を提案をする際、特定公園施設・東側広場・西側広場は含めないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
2	要求水準書	建築可能面積	9	2 (1) ① (ア) b	青い森セントラルパークの建築可能面積12600㎡に新駅のデッキや駅前広場で必要な建築面積は考慮しなくて良いという認識ですが宜しいでしょうか?	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
3	要求水準書	運動施設について	9	2 (1) ① (ア) c	運動施設の定義、及び含まれる用途を具体的にお示しください。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
4	要求水準書	道路について	9	2 (1) ① (ア) 表2-1	南側市道南奥野3号線の幅員が約17.0mとありますが、資料1事業箇所平面図を確認すると道路の西側部分の幅員が狭まっているように見受けられます。敷地側に拡幅するなどの計画があるのでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
5	要求水準書	ガスインフラ	10	2 (1) ① (イ) 表2-2 都市ガス	(表2-2 インフラ条件)「都市ガス」の項目に「敷地付近(県道荒川青森停車場線(中央大橋南東側道))に中圧管・低圧管あり【資料-3「インフラ整備図」】参照」とありますが、資料-3の1ページ目に都市ガス管「PL W 100」が1本記載あるのみです。2種類(中圧管・低圧管)あるとすると、それぞれどこに記載されておりますでしょうか。また、1種類とすると、中圧管、低圧管のどちらでしょうか。中圧管の場合、圧力区分は中圧A、中圧Bのどちらでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
6	要求水準書	用途について	11	2 (1) ② (ア)	本アリーナの建築基準法上、及び消防法上の用途をご教授ください。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
7	要求水準書	Bリーグ、Vリーグについて	11	2 (1) ② (ア)	Bリーグ及びVリーグのホームアリーナとする可能性がありますでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
8	要求水準書	施設の用途	11	2 (1) ② (ア)	青森市アリーナは建築基準法上の主用途は体育館(スポーツ練習場)と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
9	要求水準書	青森市アリーナを指定避難場所として利用	14	2 (2) ① (オ) b	1m未満の周囲浸水が発生した場合の対策として、指定避難場所として使用できる対策とされておりますが、屋内スポーツ施設への浸水防止対策と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
10	要求水準書	20mセットバックエリア	14	2 (2) ② (ア) c	鉄道敷地からセットバックする20mのエリアに敷地内道路を設置することは可能でしょうか?	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《要求水準書》

No	資料名	タイトル	該当箇所					質問	回答	
			頁	項						
11	要求水準書	建築物と鉄道敷地の 離隔距離について	14	2	(2)	②	(ア)	c	「建築物と鉄道敷地の間には…」とありますが、西側の鉄道施設側も20m以上の離隔距離が必要とのことでしょうか。主旨からすると、鉄道線路に面する北側境界線のみ、とも考えられますので、対象境界線をご教授ください。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
12	要求水準書	自由通路について	14	2	(2)	②	(ア)	c	「自由通路との橋脚、昇降部分の支障とならない」とありますが、自由通路は歩道橋を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
13	要求水準書	自由通路について	14	2	(2)	②	(ア)	c	「自由通路との橋脚、昇降部分の支障とならない」とありますが、自由通路は歩道橋を想定し計画すべきでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
14	要求水準書	屋内スポーツ施設の 音に関する仕様	16	2	(3)	①	(ア)	k	追記事項の「ことから、反響、残響を抑制、軽減するため」を追記した理由をご教示願います。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
15	要求水準書	メインアリーナ大型ビ ジョンについて	16	2	(3)	①	(ア)	l	「大型ビジョンの調達方法については、客観的な合理性をもって、事業期間終了後においても市に不利益を及ぼさないものとする。」とございますが、機器リース契約等での設置の検討も可能でしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
16	要求水準書	大型ビジョン	16	2	(3)	①	(ア)	l	大型ビジョンの調達方法は、客観的な合理性をもって事業期間終了後においても市に不利益を及ぼさないものとすると思いますが、市に及ぶ不利益について具体的な想定がございましたらご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
17	要求水準書	各施設・各諸室	16	2	(3)	①			「Bリーグ(B2)のホームアリーナとしての要件を満たし」とありますが、市民体育館の代替施設として整備”の前提条件に立ち、トイレ設備数など興業場法を考慮しつつ適切と思われる提案としてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
18	要求水準書	観客席について	17	2	(3)	①	(イ)	a	固定席、可動席、移動席、立見席の割合は提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
19	要求水準書	防災備蓄倉庫	19	2	(3)	①	(ソ)		「約4,000人分の食材、生活必需品を備蓄」とありますが、大規模が発生した場合、アリーナを防災活動拠点施設と設定し、食材・生活必需品を調達・管理するのは貴市との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
20	要求水準書	車両出入口について	20	2	(3)	①	(テ)	f	「市道路担当課と協議を行うこと。」とありますが、本募集期間に行うことも可能と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
21	要求水準書	構内道路	20	2	(3)	①	(テ)	f	「既設歩道の切り下げ等は、市道路担当課と協議を行うこと。P64」とございますが、提案書受付までではなく、基本設計・実施設計段階での作業と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《要求水準書》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
22	要求水準書	床の構造	21	2 (3) ② (ウ) b	アリーナ競技フロアは、スポーツ利用に適した仕様を考えておりますが、「大型車両(11t車程度)が直接乗り入れ可能」とすることで損なわれる可能性があります。より小規模な車両に移すことを想定した仕様でもよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
23	要求水準書	発電設備	22	(3) ③	災害が発生し、非常用発電設備等が稼働した場合の燃料の補充は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
24	要求水準書	情報通信設備	23	2 (3) ③ (キ) a	運営・運用システムに必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を考慮するとありますが、(キ)c~dに記載の通信環境の構築と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
25	要求水準書	情報通信設備	23	2 (3) ③ (キ) e	施設利用者が無料で使用可能な情報通信(wi-fi等)は、アリーナ本体工事でしょうか。また、スタッフ用のwifi設備は不要との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
26	要求水準書	テレビ電波障害防除設備	24	2 (3) ③ (ス)	テレビ電波障害防除設備に関して、電波障害が発生するか想定が困難でございます。テレビ電波障害の調査費のみを含み、テレビ電波障害防除施設を別途工事とすることは可能でしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
27	要求水準書	案内情報設備	24	2 (3) ③ (セ) d	案内情報設備をエントランスホールなどに設置とございますが、資料-5(参考)主要な諸室の設備一覧のモニター欄に○の部屋に設置と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
28	要求水準書	メインアリーナ映像設備	24	2 (3) ③ (ソ)	大型映像装置は、別途工事対応とすることは可能でしょうか。また、全ての観客から視認可能が前提で、中央位置でなくB.LEAGUEホームアリーナ検査要項に沿った位置での設置検討は可能でしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
29	要求水準書	音響設備	25	2 (3) ③ (ツ)	音響設備は、資料-5(参考)主要な諸室の設備一覧のAV機器欄に○のメインアリーナ、サブアリーナ、多目的ルーム、キッズスペースを対象と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
30	要求水準書	メディア関連	25	2 (3) ③ (テ)	メディア関連の中継放送の際に必要な電源・情報通信環境について具体的にご教示願います。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
31	要求水準書	設計・建設期間の体制図	29	3 (1) ①	図3-1設計・建設期間の体制図において、公園建設業務責任者の表示がありますが、本文中には公園建設業務責任者の記載がありません。公園建設業務責任者の設置は任意という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
32	要求水準書	統括管理業務の実施体制について	30	3 (1) ⑤	統括管理責任者が「統括管理全体に係る業務」及び「個別業務に対する管理業務」に対する全責任を負うが、日常の貴市及び各個別業務の総括責任者などとの連絡調整業務は、統括管理責任者の代理人が常駐して当該業務を実施する実施体制とすることをお認め頂けないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《要求水準書》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
33	要求水準書	統括管理責任者の実施体制	30	3 (1) ⑤ (ア)	統括管理業務の要求水準を満たすのであれば、統括管理責任者は非常駐による対応も可能として頂けないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
34	要求水準書	統括管理業務	30	3 (1) ⑤ (ア)	統括管理者の常駐期間について、建設開始からとなっておりますが、具体的には事業期間18年の内、設計期間を除いた約17年間という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
35	要求水準書	統括管理業の実施体制について	30	3 (1) ⑤ (ア)	統括管理責任者について、「常駐」とございますが、常に連絡がとれる状況であれば、本施設に常になくてもよいという理解でよろしいでしょうか。なお、統括管理責任者に連絡がいけば、内容に応じて現地で速やかな対応が可能な体制を構築することが大前提となります。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
36	要求水準書	統括管理業の実施体制について	30	3 (1) ⑤ (ウ)	設計・建設期間と維持管理・運営期間は、業務の性質が大きくことなるため、統括管理責任者はそれぞれの業務に精通した企業の者が担うことにより、より円滑な管理が可能になるかと存じます。上記を踏まえた統括管理責任者の変更はやむを得ない理由に該当するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
37	要求水準書	調査業務	34	4 (2) ②	土壌汚染状況調査により、開示資料から想定できない結果が出て何らかの浄化対応等が必要となった場合の対応費用は別途市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
38	要求水準書	資料-9 青い森セントラルパーク土壌汚染概況調査業務委託 報告書(抜粋)	34	4 (2) ② (イ)	添付資料の報告書は、土壌汚染対策法の方法とは異なり自主調査と見受けられ、調査結果は基準値を下回るものとなっておりますが、汚染リスクの高い操車場跡地であることと法改正に伴い、新たな物質としてクロロエチレンが追加され、シス-1,2-ジクロロエチレンは1,2-ジクロロエチレンに見直しされているため、工事前には行政により土壌汚染対策法の調査を求められる可能性があると考えられます。調査が必要な場合、新たに土壌汚染調査を実施する必要があり、全体スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性があります。本入札時においてどのように考えておけばよいでしょうか。あるいは、すでに土壌汚染対策法により調査は必要なしとの判断があるのでしょうか。ご指示願います。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
39	要求水準書	着工準備業務	36	4 (3) ② (ウ)	PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材があった場合の処理費用については、別途市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《要求水準書》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
40	要求水準書	着工準備業務	36	4 (3) ② (エ)	アスベストの使用があった場合の処分費用については、別途市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
41	要求水準書	建設・解体工事	36	4 (3) ③ (ア)	想定外のもの(地中障害等)が出た場合の対応費用については、別途市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
42	要求水準書	業務の目的	39	5 (1) ①	「国土交通省官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書」、「(一社)日本公園緑地協会刊行造園施工管理」等を参考とし」とありますが、本仕様書を参考としつつ、要求水準を満たしたうえで、事業者のノウハウにより業務を遂行すればよいという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
43	要求水準書	統括責任者及び業務責任者	39	5 (1) ⑤ (ア)	本社・支店・営業所等が青森市にない会社に所属している場合でも、維持管理業務に係る業務責任者となることは可能でしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
44	要求水準書	統括責任者及び業務責任者	39	5 (1) ⑤ (ア)	維持管理業務に係る業務責任者に必要な専門資格等は何かございますか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
45	要求水準書	維持管理業務計画書	39	5 (1) ⑥ (ア)	維持管理業務計画書及び長期修繕計画は供用開始までの提出との認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
46	要求水準書	維持管理業務の要求水準	40	5 (2) ① (ア) b	前回、【「金属部の錆、結露、カビの発生を防止すること。」とございますが、発生そのものを未然に防ぐことは非常に困難であるため、「発生の防止に努めること。」と変更して頂けないか】と質問させて頂き、それに対しまして【ご意見を踏まえて整理する】との回答を頂きましたが、要求水準は前回から変更がないと認識いたします。変更なしの整理となった経緯・見解を教えてくださいませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
47	要求水準書	建築物保守管理業務における法定点検	41	5 (2) ① (イ) a	建築基準法第12条に基づく建築物点検は、サービス対価に含まずに別途自治体費用で実施している場合もありますが、本事業の場合はサービス対価に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
48	要求水準書	建築設備保守管理業務における法定点検	41	5 (2) ② (イ) a	建築基準法第12条に基づく建築設備点検は、サービス対価に含まずに別途自治体費用で実施している場合もありますが、本事業の場合はサービス対価に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
49	要求水準書	警備業務	42	5 (2) ⑤ (ア) c	催事開催時に必要な警備体制による費用の増加につきましては、催事の主催者の負担としていただくことでよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《要求水準書》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
50	要求水準書	警備業務	42	5 (2) ⑤ (ア) c	「必要に応じて有人警備を行うこと」とのことですが、例えば大会やイベント開催に伴い必要となる事が想定される館内外の立哨警備やその他有人での警備員配置については基本的には催事主催者が配置するものという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
51	要求水準書	緑地・広場等保守管理業務	43	5 (2) ⑥ (ア) a	「毎日巡視点検、清掃を行い」とありますが、利用者が安全かつ快適に利用できる前提で、巡視点検・清掃の頻度・範囲は事業者提案としていただけますでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
52	要求水準書	植栽	43	5 (2) ⑥ (ウ) f	「降雪に備え、(中略)雪囲いを行うこと」とありますが、対象範囲は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
53	要求水準書	除雪業務における除雪範囲	44	5 (2) ⑦	利用者の安全確保を前提とし、かつ運営に支障がない範囲で、事業者の判断で除雪する範囲を計画してよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
54	要求水準書	東側広場及び西側広場の臨時駐車場使用時の除雪	44	5 (2) ⑦	東側広場及び西側広場を催事開催時の臨時駐車場として使用する場合の除雪が除雪業務に含まれておりますが、この費用は催事の主催者に負担していただくことでよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
55	要求水準書	除雪業務	44	5 (2) ⑦	「東側広場及び西側広場(中略)必要に応じて除雪等を行う」とありますが、事業者による指示のもと(注意事項等)、催事主催者が手配・実施してもよいという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
56	要求水準書	除雪業務における排雪場所	44	5 (2) ⑦ (ア) e	「除雪した雪を一時集積し、適時、排雪を実施すること」と記載がありますが、排雪場所は事業計画地内において事業者が任意に計画する場所との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
57	要求水準書	修繕・更新業務	44	5 (2) ⑧	大型映像装置等特殊設備については、利用頻度等により劣化状況が大きく異なるため、修繕要否の見極めが困難であり、かつ事業期間内に修繕が発生するか否かで修繕・更新費が大きく変動するため、修繕・更新の対象から除外して頂けないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
58	要求水準書	大規模修繕	44	5 (2) ⑧	修繕・更新業務において、大規模修繕は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
59	要求水準書	使用料の取扱い	47	6 (2) ② (イ)	使用料は青森市アリーナ及び駐車場の利用料金以外のものというのですが、使用料の具体的な内容についてご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
60	要求水準書	利用団体主催事業の支援	50	6 (3) ⑥ (イ) a	事業者以外が主催する催事の開催に当たり、必要に応じて近隣道路の混雑対策として誘導員の配置等が業務とされておりますが、当該費用は催事の主催者に負担していただくことでよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《要求水準書》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
61	要求水準書	駐車場管理業務	50	6 (3) ⑨ (ア) a	駐車場混雑の場合の車両誘導整理員の配置が業務とされておりますが、催事により混雑が予想される場合は、催事主催者の費用負担で車両誘導整理員の配置を要請することでよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
62	要求水準書	駐車場管理業務	50	6 (3) ⑨ (ア)	「駐車場が混雑した場合、又は混雑が予想される場合、（中略）車両を誘導する整理員を配置する等」とありますが、事業者による指示のもと（注意事項等）、催事主催者が手配・実施してもよいという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
63	要求水準書	初動対応業務	51	6 (4) ① (イ)	「災害が開館時間外に発生した場合においても、市職員が速やかに来館し、施設の安全確認及び施設の開錠を行うことができるように体制を整える」とありますが、災害時に駆け付ける貴市職員はあらかじめ定められているのでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
64	要求水準書	初動対応業務	51	6 (4) ① (エ)	市作成の「避難所開設・運営マニュアル」について、すでに作成済みでしたらご開示願います。他類似施設での参考資料（こういうイメージで作成）でも構いません。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
65	要求水準書	初動対応業務	51	6 (4) ① (エ)	「『②避難所開設時の業務分担』に対応できる体制」については事業者の提案に委ねられているという理解でよろしいでしょうか。施設への常駐人数とは関係なく、貴市にて最低限必要な事業者側人員数等を見積もっておられましたら参考までご開示ください。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
66	要求水準書	避難所開設時の業務分担	51	6 (4) ② (キ)	(ア)～(キ)を貴市の指示の下、事業者側にて実施するということと理解しておりますが、(キ)について現時点で貴市にて想定している業務はありますでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
67	要求水準書	災害時初動対応業務	51	6 (4)	災害発生時の対応において発生した費用については、不可抗力の費用負担の考え方と同じとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
68	要求水準書	自主事業のイベント	51	6 (5) ①	自主事業を行うにあたってアルコール等の提供は可能でしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
69	要求水準書	自主事業の減免措置	52	6 (5) ② (ア)	自主事業を行うにあたっての施設利用料金や使用料等において減免措置はお考えでしょうか。その場合は具体的にどのような措置でしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
70	要求水準書	事業期間終了時の対応	54	7 (1) ⑩	許可期間満了する際は原状回復することが基本とされておりますが、その時点での公募対象公園施設の利用状況、施設劣化状況その他の状況を考慮し、貴市と事業者と場合により市民も入れた協議により当該施設の設置を継続することは可能でしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
71	要求水準書	公募対象公園施設の種類の種類	54	7 (2) ①	公募対象公園施設の種類として、具体的に物販施設を例示されておりますが、物販施設の規模、物販の内容については、自由であると考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《要求水準書》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
72	要求水準書	公募対象公園施設の 種類	54	7 (2) ①	公募対象公園施設として、例示されている施設の機能を補完するための事務所機能は設置可能と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
73	要求水準書	公募対象公園施設の 駐車場	55	7 (2) ② (イ) e	公募対象公園施設専用として駐車場を整備しない場合は事業者の負担はないものと考えてよろしいでしょうか。（あくまでも公園利用の一環として公募対象公園施設の利用を想定している場合）	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
74	要求水準書	公募対象公園施設の 駐車場	55	7 (2) ② (イ) e	公募対象公園施設の利用者のための駐車場を特定公園施設である駐車場と一体的に整備する場合は、公募対象公園施設として使用料納付の対象とする必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
75	要求水準書	出入口設置位置について	資料-4		「出入口設置位置」とありますが、歩行者・車利用の措置はありますでしょうか。また、車利用の場合、交差点（T字路）から5m以内の位置に出入口を想定することは、既存と同様の位置であるため、問題ないと間違ってよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
76	要求水準書	備品	資料-6		備品について、観客席（固定席）も備品と考えてよろしいでしょうか。多目的室の音響設備機器、ホワイトボード、案内板、投影スクリーン、PC対応プロジェクター、テレビ、ビデオ・DVDプレイヤーなども電気設備ではなく備品という理解でよろしいでしょうか。また、エントランスの受付カウンター、掲示板、事務管理室のパーティションも備品扱いでよろしいでしょうか。以上、本体施設整備費に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《基本協定書（案）》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質 問	回 答
			頁	項		
1	基本協定書(案)	事業契約の締結等	3	第5条 第6項	本項記載の違約金債務を構成企業等が連帯して負担することは困難ですので、違約金債務の原因を作った者が（帰責者が）連帯して当該債務を負担するという建付けに変更いただけませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
2	基本協定書(案)	事業契約の締結等	3	第5条 第6項	仮契約が貴市議会で承認されない場合は、本項の適用は無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
3	基本協定書(案)	談合等の不正行為に係る損害の賠償	5	第12条 第1項	本項記載の違約金債務を構成企業等が連帯して負担することは困難ですので、違約金債務の原因を作った者が（帰責者が）連帯して当該債務を負担するという建付けに変更いただけませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
4	基本協定書(案)	指名停止に基づく違約金について	5	第12条 第1項	第5条第6は事業契約締結前の違約金条項であり、本条項は事業契約締結後の違約金条項であることから、それぞれの条項に基づく違約金が二重に課されることは無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《事業契約書（案）》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質 問	回 答
			頁	項		
1	事業契約書(案)	国庫補助金及び交付金関連資料作成等	2	第5条 第3項	国庫補助金及び交付金関連資料作成等とは、どの程度の業務量及び費用がかかるのでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
2	事業契約書(案)	構成企業及び協力企業等の使用	2	第6条 第3項	「再委託」の範囲は本業務の一部に限定されており、また、「再委託」によって構成企業や協力企業が変更されるわけでもございません。貴市及び事業者双方の事務の煩雑さを回避する観点から、「再委託」については貴市による事前の書面承諾の対象外としていただけませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
3	事業契約書(案)	許認可及び届出等	2	第7条 第5項	本項で定める「市の責めに帰すべき事由」には、貴市の債務不履行、故意、過失はもちろん、貴市側の事情に起因する事由も含まれるという理解でよろしいでしょうか。なお、事業契約書（案）のその他の条項に定められる「市の責めに帰すべき事由」についても左と同様の理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
4	事業契約書(案)	許認可及び届出等	2	第7条 第5項	「法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は第8章の規定に従う」とございますが、法令等の変更にも不可抗力にも該当せず、かつ、貴市及び事業者のいずれの責めにもよらない場合の増加費用及び損害を事業者が一方的に負担しなければならないのはあまりにも酷ですので、その取り扱いについてご再考いただけませんか。なお、事業契約書（案）のその他の条項に定められる同種の内容についても同様でございます。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
5	事業契約書(案)	契約保証金等	3	第9条 第2項	（表2-2 インフラ条件）「都市ガス」の項目に「敷地付近（県道荒川青森停車場線（中央大橋南東側道））に中圧管・低圧管あり【資料-3「インフラ整備図」】参照」とありますが、資料-3の1ページ目に都市ガス管「PL W 100」が1本記載あるのみです。2種類（中圧管・低圧管）あるとすると、それぞれどこに記載されておりますでしょうか。また、1種類とすると、中圧管、低圧管のどちらでしょうか。中圧管の場合、圧力区分は中圧A、中圧Bのどちらでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
6	事業契約書(案)	契約保証金等	3	第9条 第5項 (2)	公募対象公園施設管理業務が契約解除の対象外となった場合には、同施設の撤去が本項で定める契約保証金返還の条件とはならないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
7	事業契約書(案)	事業用地	5	第15条 第1項	本項但し書きに定められております「地中埋設物、土壌汚染等の契約不適合」には、埋蔵文化財の存在はもとより、事業用地の形状、性質（地質）、湧水等の状態など、いわゆる土地の瑕疵に関する施工条件、その他業務履行条件の制約事由全般が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
8	事業契約書(案)	事業用地に関する契約不適合に関する責任の負担について	5	第15条	但し書き以外に関しまして、事業用地に関して契約不適合により業者に損害が発生し、かつ業者に何ら責任がない場合は、貴市に増加費用を負担いただきたく存じます。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
9	事業契約書(案)	統括管理責任者	5	第18条 第1項	統括管理責任者の兼務については、要求水準書30ページの⑥実施体制の柱書に記載のとおり、維持管理業務総括責任者又は運営業務総括責任者に限定されることなく、各個別業務の総括管理責任者について兼務可能という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
10	事業契約書(案)	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 設置管理許可 (募集要項25頁8(1))	5	第13条	昨今のコロナ渦のように、自治体からの自粛要請等一般に予測不能な状況により、実質事業活動の停止または廃止が余儀なくされた場合において、事業活動停止期間中（休業等）の使用料または事業廃止に伴う違約金等猶予されるのでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《事業契約書(案)》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
11	事業契約書(案)	設置管理許可	5	第13条	上記質問について、「本事業関連書類に基づき当該設置管理許可に係る設置管理許可書において定めるとおりとする。」と記載がありますが、設置管理許可書は認定計画提出者選定後から文言協議となるのでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
12	事業契約書(案)	統括管理責任者	6	第18条 2項	「原則として本施設に常駐させる」とありますが、常駐を必要としないケース、条件等についてご教示ください。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
13	事業契約書(案)	統括管理責任者	6	第18条 第2項	統括管理責任者に関して「原則として本施設に常駐」とございますが、同項に定めるとおり、貴市が要請する場合に貴市が主催する会議又は委員会等に出席できる体制を継続的に維持すれば、必ずしも常駐するには及ばないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
14	事業契約書(案)	統括管理責任者	6	第18条 第3項	「原則として統括管理責任者を変更しないものとし」とございますが、次項に定めるとおり、合理的な理由があり(提案内容に基づく場合など)、かつ事業者との協議で合意に至った場合は、当該変更をお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
15	事業契約書(案)	統括管理責任者について	6	第18条 第4項	設計・建設期間と維持管理・運営期間は、業務の性質が大きくなるため、統括管理責任者はそれぞれの業務に精通した企業の者が担うことにより、より円滑な管理が可能になるかと存じます。上記を踏まえた統括管理責任者の変更は、「合理的な理由」に該当するものとして、実施体制を検討してよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
16	事業契約書(案)	統括管理業務における要求水準の変更	6	第19条 第2項	事業者が要求水準を満たし業務を遂行しているうえで、第三者(施設利用者含む)の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合は貴市負担としていただきたい。事業者でリスクコントロールは困難です。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
17	事業契約書(案)	要求水準変更に基づく費用負担について	6	第19条 第2項 (3)	当該号について、事業者事由に基づく費用負担については、事業者負担で問題ないと存じますが、それ以外に貴市が想定する事由をご教示願います。 (※本条項と同様の構文を全て含むものとします。)	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
18	事業契約書(案)	各個別業務に係る業務実施体制	7	第23条 第1項	別紙1の定義によれば、維持管理業務、運営業務には、それぞれ公募対象公園施設の維持管理業務、運営業務が含まれておりますが、当該公募対象公園施設の維持管理業務、運営業務は、維持管理業務総括責任者、運営業務総括責任者の管理下にあるのではなく、あくまでも要求水準書29ページに記載の公募対象公園施設等設置管理業務総括責任者の管理下にあるものという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
19	事業契約書(案)	維持管理業務及び運営業務に係る業務報告書について	8	第26条 第1項	四半期報告書の提出頻度が多いと思料いたします。可能な限り簡素な内容としていただけませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
20	事業契約書(案)	設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施	8	第27条 第1項	別紙1の定義によれば、設計業務、建設業務及び工事監理業務には、それぞれ公募対象公園施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務が含まれていますが、当該公募対象公園施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務については、事業者が公募対象公園施設設置管理業務を実施する構成企業又は協力企業に包括的に業務委託することによって行うことで差支えないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《事業契約書（案）》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
21	事業契約書(案)	設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施	8	第27条 第1項	別紙1の定義によれば、工事監理業務には公募対象公園施設の工事監理業務が含まれておりますが、募集要項にも要求水準書にも公募対象公園施設の設置に係る工事監理業務の記載はございません。公募対象公園施設設置管理業務を実施する構成企業又は協力企業の合理的な判断により、公募対象公園施設の工事監理業務を行わないという選択もまた可能であるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
22	事業契約書(案)	設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施	8	第27条 第2項	別紙1の定義によれば、設計企業は「事業者から直接設計業務を受託し又は請け負う者」とございますが、公募対象公園施設の設計業務に関しては、設計企業は、事業者からではなく公募対象公園施設設置管理企業から当該業務を受託しても差支えないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
23	事業契約書(案)	設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施	8	第27条 第2項	別紙1の定義によれば、建設企業は「事業者から直接建設業務を受託し又は請け負う者」とございますが、公募対象公園施設の建設業務に関しては、建設企業は、事業者からではなく公募対象公園施設設置管理企業から当該業務を請け負っても差支えないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
24	事業契約書(案)	設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施	8	第27条 第2項	別紙1の定義によれば、工事監理企業は「事業者から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者」とございますが、公募対象公園施設の工事監理業務を行う場合は、工事監理企業は、事業者からではなく公募対象公園施設設置管理企業から当該業務を受託しても差支えないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
25	事業契約書(案)	設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施	8	第27条 第3項	事業者が公募対象公園施設設置管理業務を実施する構成企業又は協力企業に、公募対象公園施設の設置業務を包括的に業務委託することによって行う場合には、本条項の適用は無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
26	事業契約書(案)	設計業務期間、建設工事期間及び工事監理業務期間中の保険	8	第28条 第1項	事業者が公募対象公園施設設置管理業務を実施する構成企業又は協力企業に、公募対象公園施設の設置業務を包括的に業務委託することによって行う場合には、本条項の適用は無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
27	事業契約書(案)	工事の中止等	13	第38条 第3項	「事業者が生じた合理的な増加費用を負担する」とございますが、公募対象公園施設設置工事の中止に起因する場合など、事業者が生じた損害（得べかりし利益を含みます。）もまたご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
28	事業契約書(案)	登記費用	14	第42条 第3項	アリーナ施設に係る登記(建物表題登記及び所有権保存登記等)費用は貴市が負担し、事業者は必要な書類作成その他の費用負担をすることによってよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
29	事業契約書(案)	建設対象施設の引渡し遅延による費用負担	14	第43条 第3項	本項に定める違約金は損害賠償の予定と解されますので、これとは別に事業者が損害賠償を負担する建付けは見直していただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
30	事業契約書(案)	アリーナ施設及び特定公園施設の契約不適合	15	第44条 第2項	設備機器本体等の契約不適合責任期間に関しましては、公共工事標準請負契約約款第57条第2項に従い「引渡しの日から1年以内」としていただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
31	事業契約書(案)	工期の変更	15	第45条 第1項	本項但し書きによって、事業者に対して不合理な工期短縮が求められることは無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《事業契約書（案）》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
32	事業契約書(案)	工期の変更	16	第45条 第2項	本項但し書きによって、事業者に対して不合理な工期が設定されることは無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
33	事業契約書(案)	維持管理業務・運営業務の方式	16	第49条 第1項	本項で定める公募対象公園施設の管理運営業務に関して、募集要項（案）の24ページから25ページにかけて記載されていたように、事業者が都市公園法第5条の8第2項に基づき公募対象公園施設管理業務を実施する構成企業又は協力企業に対して、自らの認定計画提出者としての地位を譲渡し、以降、当該地位譲受人が当該公募対象公園施設の管理運営業務を実施することも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
34	事業契約書(案)	指定管理者による管理等	17	第51条 第2項 第3項	本指定が効力を生じない間は、本事業契約に基づく指定管理者としての責務は一切発生しないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
35	事業契約書(案)	指定管理者による管理等	17	第51条 第4項 第6項	本項に基づく解除の場合において、第7章に定められる契約（一部）解除の規定が適用されない理由をご教示いただけませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
36	事業契約書(案)	指定管理者による管理等	17	第51条 第5項	本項に基づく市の支払方法に起因して、事業者に融資に係る金融費用等が発生した場合は、貴市に当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
37	事業契約書(案)	維持管理業務総括責任者及び運営業務総括責任者	17, 18	第52条 第1項 第2項 第4項	別紙1の定義によれば、維持管理業務、運営業務には、それぞれ公募対象公園施設の維持管理業務、運営業務が含まれておりますが、当該公募対象公園施設の維持管理業務、運営業務は、維持管理業務総括責任者、運営業務総括責任者の管理下にあるのではなく、あくまでも要求水準書29ページに記載の公募対象公園施設等設置管理業務総括責任者の管理下にあるものという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
38	事業契約書(案)	年度維持管理業務計画書及び年度運営業務計画書の作成	18	第53条 第1項	市の承諾を得る期日が「各事業年度の初日の30日前まで」となっていますが、第25条（維持管理業務及び運営業務に係る年度業務計画書の提出）では、2ヶ月前となっております。年度業務計画書の内容・性質から「各事業年度の初日の30日前まで」として頂きたいをお願いします。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
39	事業契約書(案)	管理運営業務における要求水準の変更	19	第55条 第2項	事業者が要求水準を満たし業務を遂行しているうえで、第三者（施設利用者含む）の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合は貴市負担としていただきたい。事業者でリスクコントロールは困難です。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
40	事業契約書(案)	維持管理・運営期間中の保険	19	第57条 第1項	公募対象公園施設管理業務に係る保険の内容につきましては、必ずしも別紙4によらず、認定計画提出者の判断に委ねていただけませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《事業契約書（案）》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
41	事業契約書(案)	維持管理業務に関する要求水準	20	第59条 第1項 第2項	本施設の維持管理業務のうち公募対象公園施設の維持管理業務に関しまして、募集要項(案)の24ページから25ページにかけて記載されておりますように、事業者が都市公園法第5条の8第2項に基づき公募対象公園施設管理業務を実施する構成企業又は協力企業に対して自らの認定計画提出者としての地位を譲渡し、以降、当該地位譲受人が当該公募対象公園施設の維持管理業務を実施することも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
42	事業契約書(案)	本施設損傷時の取扱い	20	第60条 第1項	「不可抗力による場合（なお、指定管理対象施設利用者の通常使用の範囲による損傷等、（中略）本条における不可抗力による場合には含まれない）」とありますが、かつこ書き内のケースすべて事業者リスクというのは負担が大きすぎます。事業者が善管注意義務を果たし、要求水準を満たしたうえで業務遂行中に本事業が生じた場合は、貴市負担となるか、不可抗力扱いとなるか、事業者負担となるかは、発生した事象、経緯、程度について確認・協議し、決定することとして頂けますでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
43	事業契約書(案)	本施設損傷時の取扱い	20	第60条 第3項	「事業者において帰責事由のある者に求償することを妨げない」とありますが、第60条1項かつこ書きにある「帰責者不明の人為的な損傷」については、求償したくても求償する対象先がありません。事業者のみリスクを負うには負担が大きいため、帰責者不明の場合は、貴市負担もしくは不可抗力扱いとしていただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
44	事業契約書(案)	本施設損傷時の取扱い	20	第60条 第1項	本項に関しまして、「市の責めに帰すべき事由」による場合は貴市が自らの責任及び費用負担において必要な修繕等を行うという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
45	事業契約書(案)	本施設損傷時の取扱い	20	第60条 第1項	「括弧書き（なお書き）」におきまして、通常使用の範囲による損傷等以外の事由は、いずれも不可抗力事由として整理するのが妥当かと存じますが、これらを適用除外とされる根拠をご教示いただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
46	事業契約書(案)	本施設損傷時の取扱い	20	第60条 第3項	本項に関しまして、「市の責めに帰すべき事由」による場合でありましても、事業者が自らの責任及び費用負担において必要な修繕等を行わなければならないのでしょうか。その理由をご教示いただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
47	事業契約書(案)	事業期間終了時の公募対象公園施設に関する対応	21	第62条 第3項	本項は第1項のみならず第2項の例外規定とも解されますので「第1項にかかわらず」を「前2項にかかわらず」に改めていただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
48	事業契約書(案)	事業期間終了時の公募対象公園施設に関する対応	21	第62条 第3項	事業者が事業期間終了後も公募対象公園施設を存続させることを希望する場合、一定の要件の下で貴市と協議する事ができると記載されておりますが、この協議により確定した内容は、都市公園法その他の法令の規制より優先されると理解してよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《事業契約書(案)》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
49	事業契約書(案)	事業期間終了時の公募対象公園施設に関する対応	21	第62条 第4項	第3項につきましても「事業契約終了日の3年前までに」を「本事業契約の終了後速やかに」と読み替えた上で本項を準用いただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
50	事業契約書(案)	運営業務に関する要求水準	21	第63条 第1項 第2項	運営業務のうち公募対象公園施設の運営業務に関しまして、募集要項(案)の24ページから25ページにかけて記載されておりますように、事業者が都市公園法第5条の8第2項に基づき公募対象公園施設管理業務を実施する構成企業又は協力企業に対して、自らの認定計画提出者としての地位を譲渡し、以降、当該地位譲受人が当該公募対象公園施設の運営業務を実施することも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
51	事業契約書(案)	引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	23	第71条 第1項 (3)	本条項と第43条第3項(建設対象施設の引渡し遅延による費用負担)との適用関係(優劣関係等)をご教示いただけませんか。本引渡予定日にアリーナ施設又は特定公園施設の全部又は一部の引渡しが行われない事実関係をもって即本条項及び本条第2項が適用されるわけではないという理解でございます。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
52	事業契約書(案)	引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	23	第71条 第1項 (6)	構成企業及び協力企業は本事業契約の契約当事者とは別法人でございますが、問題とされる本事業の応募時点では事業者はまだ存在しておらず、彼らの行為をコントロールし得る立場にはございません。また、本条項の内容は基本協定書第12条において整理されておりますことから、本条項は削除いただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
53	事業契約書(案)	引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	24	第71条 第2項 (1)	「本事業契約の全部又は一部を解除する」とございますが、具体的な解除の範囲については第1項の該当事由に鑑み、事業継続に支障をきたさない部分については解除の範囲外とするなど、合理的にご判断いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
54	事業契約書(案)	引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	24	第71条 第2項 (1)	「本事業契約の全部又は一部を解除する」とございますが、例えば公募対象公園施設設置業務とそれ以外の業務との関係性において、合理的理由なくクロスデフォルトとされることは無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
55	事業契約書(案)	引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	24	第71条 第2項 (2) (3)	経済合理性が担保されませんので「市が合理的と認める条件で」を「事業者と当該市が承認する第三者とが合意に至った条件で」に改めていただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
56	事業契約書(案)	アリーナ施設及び特定公園施設引渡し前の契約解除に伴う違約金について	24	第71条 第3項	当該違約金について、基本協定書第5条第6項(事業契約締結前の違約金)及び第12条第1項(本事業の公募手続きに関する違約金)に基づく違約金と重複し課されることは無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
57	事業契約書(案)	引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	24	第71条 第5項	「アリーナ施設及び特定公園施設の出来形部分」は、「別紙6サービス対価の構成及び支払い方法」の「1. 本事業に係る費用について」に記載された表の施設整備費相当に対応する「構成される費用の内容」の各項目に応じて検査、算定されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。

【(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答(第1回) 《事業契約書(案)》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
58	事業契約書(案)	引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	25	第72条 第3項	「アリーナ施設及び特定公園施設の出来形部分」は、「別紙6サービス対価の構成及び支払い方法」の「1. 本事業に係る費用について」に記載された表の施設整備費相当に対応する「構成される費用の内容」の各項目に応じて検査、算定されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
59	事業契約書(案)	引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	25	第72条 第4項	本項に基づく貴市の支払方法に起因して、事業者に融資に係る金融費用等が発生した場合は、貴市に当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
60	事業契約書(案)	引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	25	第72条 第5項	貴市の責めに帰すべき事由による解除が明らかであるにもかかわらず、貴市による損害賠償に事業者の逸失利益が認められない理由をご教授願えませんでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
61	事業契約書(案)	引渡し前の法令変更による契約解除等	25	第73条 第1項 (2)(3)	貴市の認める条件に従わなければならない理由も無く、また、経済合理性も担保されませんので「市が合理的と認める条件で」を「事業者と当該市が承認する第三者とが合意に至った条件で」に改めていただけますでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
62	事業契約書(案)	引渡し前の法令変更による契約解除等	25	第73条 第2項	「アリーナ施設及び特定公園施設の出来形部分」は、「別紙6サービス対価の構成及び支払い方法」の「1. 本事業に係る費用について」に記載された表の施設整備費相当に対応する「構成される費用の内容」の各項目に応じて検査、算定されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
63	事業契約書(案)	引渡し前の法令変更による契約解除等	25	第73条 第3項	本項に基づく貴市の支払方法に起因して、事業者に融資に係る金融費用等が発生した場合は、貴市に当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
64	事業契約書(案)	引渡し前の不可抗力による契約解除等	26	第74条 第1項 (2)(3)	貴市の認める条件に従わなければならない理由も無く、また、経済合理性も担保されませんので「市が合理的と認める条件で」を「事業者と当該市が承認する第三者とが合意に至った条件で」に改めていただけますでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
65	事業契約書(案)	引渡し前の不可抗力による契約解除等	26	第74条 第2項	「アリーナ施設及び特定公園施設の出来形部分」は、「別紙6サービス対価の構成及び支払い方法」の「1. 本事業に係る費用について」に記載された表の施設整備費相当に対応する「構成される費用の内容」の各項目に応じて検査、算定されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
66	事業契約書(案)	引渡し前の不可抗力による契約解除等	26	第74条 第3項	本項に基づく貴市の支払方法に起因して、事業者に融資に係る金融費用等が発生した場合は、貴市に当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
67	事業契約書(案)	引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	27	第75条 第1項 (7)	構成企業及び協力企業は本事業契約の契約当事者とは別法人でありまして、問題とされる本事業の応募時点では事業者はまだ存在しておらず、彼らの行為をコントロールし得る立場にはございません。また、本条項の内容は基本協定書第12条において整理されておりますことから本条項は削除いただけませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。
68	事業契約書(案)	引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	28	第75条 第2項 (1)	「本事業契約の全部又は一部を解除する」とございますが、具体的な解除の範囲につきましては第1項の該当事由に鑑み、事業継続に支障をきたさない部分については解除の範囲外とするなど、合理的にご判断いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答(第2回)において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《事業契約書（案）》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
69	事業契約書(案)	引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	28	第75条 第2項 (1)	「本事業契約の全部又は一部を解除する」とございますが、例えば公募対象公園施設管理業務とそれ以外の業務との関係性におきまして、合理的理由なくクロスデフォルトとされることは無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
70	事業契約書(案)	引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	28	第75条 第2項 (2)(3)	経済合理性が担保されませんので「市が合理的と認める条件で」を「事業者と当該市が承認する第三者とが合意に至った条件で」に改めていただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
71	事業契約書(案)	アリーナ施設及び特定公園施設引渡し後の契約解除に伴う違約金について	28	第75条 第5項	当該違約金につきまして、基本協定書第5条第6項(事業契約締結前の違約金)及び第12条第1項(本事業の公募手続きに関する違約金)に基づく違約金と重複し課されることは無いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
72	事業契約書(案)	引渡し後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	29	第76条 第3項	本項に基づく貴市の支払方法に起因して、事業者に融資に係る金融費用等が発生した場合は、貴市に当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
73	事業契約書(案)	引渡し後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	29	第76条 第4項	貴市の責めに帰すべき事由による解除が明らかであるにもかかわらず、貴市による損害賠償に事業者の逸失利益が認められない理由をご教授いただけませんか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
74	事業契約書(案)	引渡し後の法令変更による契約解除等	29	第77条 第1項 (2)(3)	貴市の認める条件に従わなければならない理由も無く、また、経済合理性も担保されませんので「市が合理的と認める条件で」を「事業者と当該市が承認する第三者とが合意に至った条件で」に改めていただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
75	事業契約書(案)	引渡し後の法令変更による契約解除等	29	第77条 第2項	本項に基づく貴市の支払方法に起因して、事業者に融資に係る金融費用等が発生した場合は、貴市に当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
76	事業契約書(案)	引渡し後の不可抗力による契約解除等	30	第78条 第1項 (2)(3)	貴市の認める条件に従わなければならない理由も無く、また、経済合理性も担保されませんので「市が合理的と認める条件で」を「事業者と当該市が承認する第三者とが合意に至った条件で」に改めていただけないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
77	事業契約書(案)	引渡し後の不可抗力による契約解除等	30	第78条 第2項	本項に基づく貴市の支払方法に起因して、事業者に融資に係る金融費用等が発生した場合は、貴市に当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
78	事業契約書(案)	契約上の地位の譲渡等	32	第85条	公募対象公園施設の管理運営業務に関して、募集要項（案）の24ページから25ページにかけて記載されておりますように、事業者が都市公園法第5条の8第2項に基づき公募対象公園施設管理業務を実施する構成企業又は協力企業に対して自らの認定計画提出者としての地位を譲渡し、以降、当該地位譲受人が当該公募対象公園施設の管理運営業務を実施することも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
79	事業契約書(案)	設計図書等の著作権	34	第91条 第3項 (4)	本条項の対象から公募対象公園施設は除外されるべきと思料いたします。貴市が自らの意思に基づき公募対象公園施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊す権原は無きものと存じます。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《事業契約書（案）》

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問	回答
			頁	項		
80	事業契約書(案)	別紙1 用語の定義	37	別紙1 16.	「供用開始日」の定義に関しまして、「維持管理・運営期間の開始予定日」とございますが、別紙3の本日程表によれば、維持管理・運営期間には開業準備期間が含まれておりますため、維持管理・運営期間の開始日が供用開始日にはなり得ないものと存じます。したがって、当該記載を削除していただけますでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
81	事業契約書(案)	別紙1 用語の定義	40	別紙1 57.	昨今のコロナ禍のような疫病による事由は不可抗力とみなすという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
82	事業契約書(案)	別紙1 用語の定義	40	別紙1 57.	「不可抗力」の定義に関して、「予見可能な範囲外のもの」とございますが、例え予見可能であっても合理的に不可避と認められる事由については、不可抗力としてお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
83	事業契約書(案)	不可抗力の範囲	40	別紙1 57.	新型コロナウイルスのような疫病によるパンデミックについては、不可抗力との認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
84	事業契約書(案)	別紙3 本日程表	44	別紙3	あくまでも本施設引渡し後に開業準備期間が設定される（開業準備期間は維持管理・運営期間に含まれる）ということ念押しで確認させていただきたく存じます。仮に本施設引渡し前に開業準備期間が設定された場合、開業準備期間中の施設の使用が地方税法第73条の2第2項に定める「最初の使用」と解され、事業者による付保の対象外（少なくとも付保義務はない）という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
85	事業契約書(案)	別紙4 事業者が付保する保険	46	別紙4 2. (3)	本施設を対象に火災保険を付保するものがございますが、貴市が所有権を有するものについては事業者による付保の対象外（少なくとも付保義務はない）という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
86	事業契約書(案)	別紙5 保証書の様式	47	別紙5	本保証書を差し出す建設企業は、第44条第1項記載のとおり「アリーナ施設若しくは特定公園施設又はこれらの施設に設置された各種什器備品」に係る建設企業に限定され、公募対象公園施設に係る建設企業は該当しないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
87	事業契約書(案)	別紙5 保証書の様式	47	別紙5	本保証書の差し入れ形式としては、アリーナ施設に係る建設企業、特定公園施設に係る建設企業、これらの施設に設置された各種什器備品に係る建設企業が、それぞれ自己の担当業務に関して差し入れるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
88	事業契約書(案)	サービス対価の構成及び支払い方法	50	別紙6 3. (1)	記載の図によりますと「施設運営による収入」がサービス対価の総額から控除されるイメージがございますが、51ページに記載のとおり、専らサービス対価Cから控除されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
89	事業契約書(案)	別紙6 サービス対価の構成及び支払い方法	51	別紙6 3. (1) 2)	サービス対価Bの記載内容の一部がサービス対価Cの記載内容と重複しているかと存じます。改めてご確認くださいませでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。
90	事業契約書(案)	物価変動に関する各指標について	53	別紙6 4 (2) 1) ①	維持管理費や運営費における物価変動の指標については「賃金指数」ではなく、「最低賃金」を採用して頂けないでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。

【（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業】 募集要項等に関する質問及び回答（第1回） 《事業契約書（案）》

No	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	項				
91	事業契約書(案)	別紙6 サービス対価の構成及び支払い方法	55	別紙6	4. (2) 1) d	サービス対価Dの改定に関しまして、「サービス対価Aの改定方法と同様」とございますが、5年ごとに区分して提案し、区分した5年につき四半期ごとに平準化して支払われるサービス対価Dに、いかようにして約款の各種スライド条項を適用するのか、その具体的な運用をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。	
92	事業契約書(案)	別紙6 サービス対価の構成及び支払い方法	56	別紙6	4. (3) 1)	需要が提案時の計画を下回った場合で、それが貴市の事由による事業内容の変更に伴う需要減少の場合に貴市の負担とするのは、帰責者が責任を負うという民法の大原則に照らし、ある意味当然のことであり、貴市の事由によらない場合でありましても著しい需要変動による経営の悪化、事業継続の困難等をカバーするのが本規定の趣旨であるものと理解いたします。需要が提案時の計画を上回る場合の取扱い（対象となる需要変動に制限を設けないこと）と同様に整理していただけない理由をご教示いただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。	
93	事業契約書(案)	別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法	59	別紙7	7. (1)	本項に基づき事業者に改善要求・勧告が行われ、減額ポイントが計上され、累積した減額ポイントに応じてサービス対価の減額が行われ、又は事業契約が解除されるのは、あくまでも事業者の債務不履行による要求水準未達が前提となるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。	
94	事業契約書(案)	別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法	59	別紙7	7. (3)	サービス対価の発生しない公募対象公園施設の設置及び管理業務並びに自主事業については、モニタリングの対象外となるという理解でよろしいでしょうか。仮にモニタリングの対象とされるのであれば、要求水準に照らし、具体的にどのようなモニタリングが行われるのかをご教示いただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。	
95	事業契約書(案)	別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法	65	別紙7	9. (2) 3) ②	サービス対価Cとサービス対価Dは明らかに内容が異なりますので、これらの総額を対象に減額を行うのではなく、それぞれ個別に減額の対象としていただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。	
96	事業契約書(案)	別紙7 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法	66	別紙7	9. (2) 3) ⑤	重大な事象の場合、改善勧告を待たずに直ちに減額ポイントが計上されるのはやむを得ないとしても（9. (2) 3) ①記載のとおり）、重大な事象1件で、即サービス対価減額とされるのは事業者にとってあまりに酷ですので、実際に減額が発生するポイントを20から、例えば30程度に引き上げていただけませんかでしょうか。	募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）において、回答を公表します。	